

フォークリフトトラック (物品の借入れ) にかかる質問回答書

令和7年8月20日

番号	質問項目	質問内容	回答
1	契約内容	長期継続契約か債務負担行為のどちらでしょうか。 長期継続契約において、翌年度以降の予算が減額または削除された場合、契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか。 また、損害補填措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文に明記することは可能でしょうか。	債務負担行為を設定済みです。
2	満了後について	リース満了後は、返却ですか。それとも再リースですか。 再リースの場合、契約期間は何年を想定されていますか。	現時点ではリース期間満了後は返還を予定していますが、期間満了時の状況によっては、再リースの可能性もあります。
3	月間稼働予定時間	月間稼働予定時間をご教授願います。	月平均で約45時間稼働予定です。
4	動産総合保険	動産総合保険はリース料金に含まれますか。	リース料金に含まれます。
5	償却資産税	償却資産税もしくは固定資産税はリース料金に含まれますか。	公租公課はリース料金に含まれます。
6	ナンバー登録	仕様書にて、車検は不要と記載がありますが、ナンバー登録無しという認識でよろしいでしょうか。	ナンバー登録は不要です。
7	販売会社立会い	納車時、運搬・搬入・試運転及び取扱説明を行うことと記載がありますが、これは販売会社の担当者が立会いを行ってよろしいでしょうか。	運搬・搬入・試運転及び取扱説明は、販売会社の担当者が対応していただいて結構です。
8	リース会社立会い	納車時にリース会社の立会いは必要でしょうか。	納入時に契約者の立会いは必要です。 契約者がリース会社である場合は、リース会社の立会いは必要です。
9	契約書 (案)	契約書 (案) がありましたら、開示願います。	別添: 契約書 (案) のとおりご提示します。
10	代車提供	仮に納車が間に合わない場合、代車を提供させていただく予定です。ご了承いただけますでしょうか。	原則、新品の納入をお願いします。 やむを得ない理由により、新品を納入できない場合は、協議のうえ、代車を認めますが、その場合は、新品を準備でき次第、早急に納入してください。

契約書（案）

長崎県知事（以下「甲」という。）と、株式会社 代表取締役
（以下「乙」という。）とは、フォークリフトの賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は長崎県栽培漁業センターにおいて、種苗生産にあたりフォークリフトを要するため、別紙仕様書のとおり、次条に規定する契約期間内において、乙の所有するフォークリフトを賃借し、乙は、これを賃貸するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 この契約期間は、令和8年3月2日から令和13年3月1日までとする。

（賃貸借料）

第3条 月額賃貸借料は 円とし、その総額は 円
（消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 各会計年度の支払限度額は、

令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円 とする。

（契約保証金）

第4条 乙が、甲に納付すべき契約保証金は、 円とする。

（フォークリフトの引渡し）

第5条 甲へのフォークリフトの引渡しは、第2条に定める賃貸借期間開始日に長崎県栽培漁業センターにおいて行うものとする。

2 甲は、フォークリフトの引渡しを受けた後、3日以内にこれを点検し、瑕疵のないことを確認するものとする。

3 甲は、フォークリフトに設計、材質、製造上の瑕疵その他の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、フォークリフトは完全な状態で引き渡されたものとみなす。

（フォークリフトの瑕疵）

第6条 フォークリフトに前条第3項の瑕疵又は隠れた瑕疵があった場合は、甲は、フォークリフトの保証書に従い、フォークリフトの製造者又は販売者から担保責任の履行を受けるものとする。この場合において、乙は、甲のそれらの者に対する請求又は権利行使につき、誠実に対応するものとする。ただし、天災その他の不可抗力によるものと認められるときは、この限りでない。

（原状の変更）

第7条 甲は、乙の書面による承諾がなければ、フォークリフトの改造、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物件を取り付ける等の行為はできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の行為を行った場合で、乙の要求があったときは、甲は無償でその効果を乙に帰属させるものとする。

(賃貸借料の支払い)

第8条 賃貸借料は、当該1カ月分をその翌月に甲に請求し、甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前(「長崎県の休日定める条例」に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、貸渡されたフォークリフトが契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し契約内容に適合したフォークリフトへの交換による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃貸借料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定は、貸渡されたフォークリフトの契約不適合が甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は、貸渡されたフォークリフトに関し、契約不適合であるときは、当該不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃貸借料の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲にフォークリフトを貸渡した時において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第11条 契約期間内において、甲は次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、フォークリフトの貸渡しに着手すべき期日を過ぎても貸渡しに着手しないとき。
- (2) 契約期間内にフォークリフトの貸渡しをしないとき。
- (3) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) この契約のフォークリフトの貸渡しを完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約のフォークリフトの貸渡し完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第15条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、

この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第18条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、甲が賃借した期間がある場合は、既済部分を契約期間内に解除された場合においては、賃借したフォークリフトについては賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 甲は、契約期間後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内にフォークリフトの貸渡しをすることができないとき。

(2) 貸渡されたフォークリフトが契約不適合であるとき。

(3) 第12条又は第13条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、第3条に定める賃貸借料に、当該金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第12条又は第13条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、賃貸借料に対し年2.5パーセントの割合で計算した額を乙に請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 フォークリフトの貸渡しにおいて第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第8条の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(再委託の禁止)

第22条 乙は、フォークリフトの貸渡しにかかる業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(公租公課)

第23条 乙は、フォークリフトにかかる公租公課を負担する。

(保険)

第24条 乙は、乙の負担でフォークリフトに動産保険を付保する。

(保守に要する費用負担)

第25条 甲は、通常の業務のため、善良な管理者の注意をもって、フォークリフトを使用し保管する。なお、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず甲の責任で修繕を行い、そのすべての費用を甲が負担する。

(フォークリフトの返還)

第26条 甲は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によってフォークリフトを乙に返還するものとし、その場合は、原状に回復して(通常の使用によって生じた損耗及び経年変化を除く。)返還するものとする。ただし、甲乙協議により、現状のままで返還することができることを妨げるものではない。

2 甲は、この契約が終了した時は、乙の指定する日までに乙の指定する場所へ甲の費用負担で乙に返還する。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 甲又は乙の指示に基づいてフォークリフトの納入、保守、管理等の業務に従事する者はその職務上知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第28条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 印

乙 長崎市 番 号
株式会社
代表取締役 印

契約書第9条第2項の用語の説明

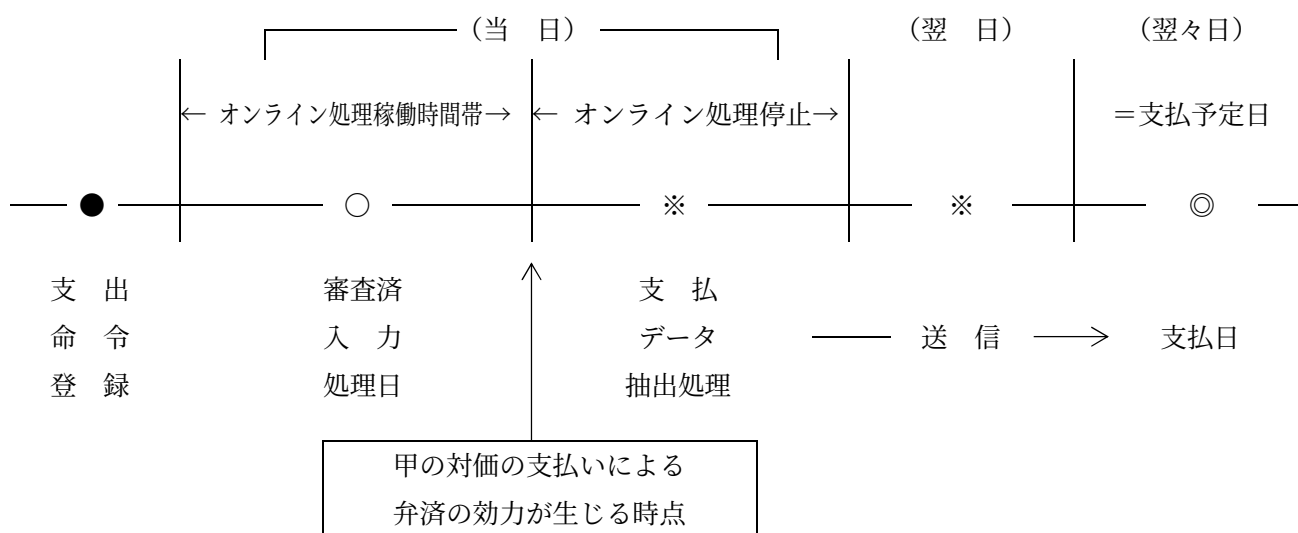
<審査済入力>

支払いをするために出納員が審査・決裁したものを端末機に登録すること。

<端末機の運用時間>

出納員等が端末機へ入力することができる時間のこと。

<支払いの流れ図>



個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第

三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

（事故報告）

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣労働者の利用時の措置）

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（個人情報の取扱いに関する罰則）

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

（特定個人情報の取扱いに関する罰則）

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。